

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（7・完）〔遺稿〕\*\*

中 村 義 孝\* (訳)

第15編 和解 (Des Transactions)

第2044条 和解とは、当事者が既に起こった争いを終わらせまたはこれから起こる争いを予防する契約をいう。

和解契約は、必ず書面によらなければならない。

第2045条 和解をするためには、和解に含まれる対象を処分する資格をもっていなければならない。

後見人は、未成年者、後見、親権解放の編の第467条に従わなければ、未成年者または禁治産者のために和解をすることはできない。後見人は、前項と同じ編の第472条に従わなければ後見に関して成人となった未成年者と和解をすることはできない。

市町村および公施設は、政府の特別な許可がなければ和解をすることはできない。

第2046条 軽罪から生じた民事上の利益については、和解をすることができる。

和解は、検察官の訴追を妨げることはできない。

第2047条 和解契約をした者が契約を履行をしないであろうときは、和解契約に損害賠償の約定を付加することができる。

第2048条 和解契約は、それが目的とすることに限定される。すべての権利、訴訟、要求に対してなされた放棄は、和解の原因である紛争に関することにしか及ばない。

第2049条 当事者が特別なまたは一般的な表示によってその意図を表明してもまた表明されたことの必要な結果としてその意図を認めていたとしても、和解契約

---

\* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

\*\* 本稿は、故中村義孝教授がご生前に翻訳されていたものを、翻訳者未校正のまま、ご遺族の了承を得て掲載しました。

は、契約に含まれている紛争しか解決しない。

**第2050条** 自らの権限でもっている権利にもとづいて和解をした後、他人の権利にもとづいて類似の権利を得た者は、新たに得た権利に関しては前の和解契約に拘束されない。

**第2051条** 一人の利害関係人が行った和解契約は、他の利害関係人を拘束せず且つ他の利害関係人から異議を申し立てられることはない。

**第2052条** 和解契約は、当事者間では終審として判決された既判力をもつ。

和解契約は、法の錯誤を理由としてもまた損害を理由としても異議を申し立てられることはない。

**第2053条** それにもかかわらず和解契約は、人についてまたは異議の目的について錯誤があるときは、取り消すことができる。

和解契約は、詐欺または暴力行為があったときはすべて取り消すことができる。

**第2054条** 和解契約が無効な資格を行使してなされたときは、和解契約の取消し訴訟を行うことができる。但し、双方の当事者が無効について明白に処理したときはこの限りでない。

**第2055条** 後に偽造と認められた証拠にもとづいてなされた和解契約は、全体として無効である。

**第2056条** 和解契約は、訴訟にもとづき既判力をもった判決により終了した和解契約について当事者双方またはその一方がそのことを知らないでなしたときは無効である。

当事者双方が知らなかった判決が控訴できるときは、その和解契約は有効である。

**第2057条** 当事者が共にもつことができたあらゆる問題について当事者が和解契約をしたときは、そのときに知らなかった証書で後に発見された証書は、取り消し理由とはならない。但し、当事者の一方の行為により証書が隠し置かれていたときはこの限りでない。

但し、和解契約が契約の後に新たに見つかった証書により証明された目的しかもっていなかった場合、当事者の一方に何の権利も持っていなかったときは、和解契約は無効である。

**第2058条** 和解契約における計算上の誤りは、修正されなければならない。

**第16編 民事拘留** (De la Contrainte par corps en Matière civile) [\*債務者に身体的拘束を課して、債務の履行を強制する措置。1867年に廃止。]

**第2059条** 詐欺的売買 (stellionat) については、民事に関して民事拘留が科せられる。

次の場合は、詐欺的売買である。

自己の所有ではないことを知って不動産を売りまたは抵当に入れる場合、抵当不動産ではないように提示した場合、または抵当不動産をその価格より安く言った場合。

**第2060条** 次の場合にも民事拘留が科せられる。

1. 必要的寄託に対して、
2. 占有権回復訴訟の場合は、暴力によって奪われた所有者の財産の裁判所が命じた放棄に対して、また不当な占有の間に徴収された果実の返済に対しておよび所有者に譲渡された損害賠償の支払いに対して、
3. そのために設置された官吏の手に供託された金銭の返還請求に対して、
4. 係争物の保管者、管財人およびその他の管理者に寄託された物の返還に対して、
5. その者が民事拘留を科せられる場合は、その法定保証人 (caution judiciaire) また身体拘留保証人 (caution du contraignable) に対して、
6. 提出が命じられる場合には、原本の提出についてすべての官吏に対して、
7. その者に付託された資格の取り消しに対しておよび職務により依頼人から受け取った金銭については公証人、代訴士、執達吏に対して。

**第2061条** 不動産物件確認訴権 (pétitoire) について下された既判力をもった判決により不動産を返還すべき言い渡しを受けてまだ返還していない者は、その者またはその住所に最初の判決が送達されてから2週間後に第二の判決により民事拘留を受ける。

不動産または相続財産が、判決を受けた者の住所から5ミリアメートル (cinq myriamètres) [\*5万メートル] 以上離れているときは、2週間の期間に5ミリアメートルにつき1日の期間が加えられる。

**第2062条** 農業財産の小作料の支払いについては、小作料が賃貸借証書に明白に取り決められていなかったときは、小作人に対しては民事拘留は科せられない。

小作人および分益小作人は、賃貸借、家畜賃貸借、種子の賃貸借、耕作器具の賃貸借の終わりにそれらの物を返還しなかったときは、民事拘留を科せられる。但し、それらの物の不足が自分の行為によらなかったことを証明したときはこの限りでない。

**第2063条** 前数条に定められた場合または将来法律が定める場合以外は、民事拘留が定められている文書を受け取る公証人および書記に対してまた同様の文書に同意するすべてのフランス人および過去に外国で同意したフランス人に対して、裁判官は民事拘留を言い渡すことはできない。この定め違反したときは、すべて無効とし、さらに費用、損害賠償が命じられる。

**第2064条** 上記と同様の場合には、未成年者に対して民事拘留は科せられない。

**第2065条** 金額が300フラン以下の場合には、民事拘留を言い渡すことはできない。

**第2066条** 70歳以上の者、婦女子に対しては詐欺的売買以外の場合には民事拘留を言い渡すことはできない。

70歳以上と認められる日については70歳の始まりで十分である。

婚姻中の詐欺的売買を理由とする民事拘留は、既婚女性が財産分離をしたとき、または既婚女性が財産の自由な管理を留保したときおよび財産に関する約束を理由とするときでなければ、既婚女性に対しては言い渡されない。

夫婦財産共同体にあって夫と共同でまたは連帯して義務を負う女性は、その契約を理由に詐欺的売買とはみなされない。

**第2067条** 民事拘留は、法律により認められている場合であっても、判決によらなければ適用されない。

**第2068条** 仮執行の判決により言い渡された民事拘留に対する控訴は、保証金の提供により中止されない。

**第2069条** 民事拘留の執行は、訴追および財産についての執行を妨げないし中止もしない。

**第2070条** 以上のことは、商事に関して民事拘留を認めている特別法、違警罪について定める法律、公金の管理の関する法律とは抵触しない。

## 第17編 質 (Du Nantissement)

**第2071条** 質とは、債務者が債務の担保のために債権者に対してある財産を渡す契約である。

**第2072条** 動産の質は動産質 (gage) と呼ばれ、不動産の質は不動産質 (anti-

chrèse) と呼ばれる。

## 第1章 動産質 (Du Gage)

第2073条 動産質は、目的となった物について他の債権者に優先して支払いをさせる優先権を債権者に与える。

第2074条 この優先権は、公式証書または私署証書により、正式に登録され、支払うべき金額の申告が記され、質入れされる物の種類および性質が記され、付属申告書に物の品質、重量、寸法が記載されていなければ成立しない。

150フラン以下の物については私署証書の作成およびその登記は必要ではない。

第2075条 前条に定められた優先権は、動産債権 (créance mobilière) のような無体動産 (meuble incorporel) については設定できず、公式証書もしくは私署証書により且つそれを登記し動産質の債権者から債務者に通知されなければ設定できない。

第2076条 いずれの場合にもこの優先権は、この動産質が債権者または当事者間で合意された第三者の所有に渡されそしてそのもとにあるときでなければ動産質については存在しない。

第2077条 動産質は、債務者のために第三者によって譲渡することができる。

第2078条 債権者は、支払いがない場合であっても、動産質を自由に処分することはできない。但し、債権者は、鑑定人の評価により貸し金の額に達するまでその質物を自分の物として所有しまたは競売で売り払うことが出来ると裁判所で判決してもらうことができる。

前項の形式によらないで質物を自己の所有としそれを自由に処分することを可能にするという約款は、すべて無効とする。

第2079条 債務者が質物の所有権を奪われるまでは、必要な場合には、債権者の手にある質物は債務者の所有であり、債権者は自分の優先権を保障するために寄託を受けたにすぎない。

第2080条 債権者は、契約または約定債務一般の編に定められた規則により、自分の過失から生じた質物の滅失または破損について責任を負う。

債務者は、質物の保管について行った有用で必要な支出を債権者に報告しなければならない。

第2081条 動産質として引き渡された債権に関してこの債権が利益をもたらしたときは、債権者はその利益を自分に支払われるものに繰り入れる。

動産質として給付された債権の担保のための負債が利息をもたらさなかったときは、負債の元金から充当される。

**第2082条** 債務者は、動産質の保持者がそれを悪用しない限り、また債務の元金および利息、費用、動産質が引き渡された担保について全額を支払った後でなければ、質物の返還を請求できない。

同一債務者として同一債権者に対して、後に動産質に入れる契約をした別の負債があり、最初の負債の支払い前に第2の負債の支払い期限がきたときは、債権者は、いずれの負債も完全に支払われるまで、動産質を放棄する必要はない。第2の負債の支払いのために質物に影響を及ぼす約定がないときでも同一とする。

**第2083条** 債務者の相続人または債権者の相続人の間で負債の分割が可能であっても動産質は分割できない。

債務の自己の持ち分を支払った債務者の相続人は、負債の全部を支払わない限り、動産質における自己の持ち分の返還を請求することはできない。

負債の自己の持ち分を受け取った債権者の相続人は、質物を返還してまだ支払いを受けていない共同相続人の利益を害することはできない。

**第2084条** 前数条の規定は、商事および動産質に提供することを認められた店舗には適用されない。これらの物については、それに関する法規に従わなければならない。

## 第2章 不動産質 (De l'Antichrèse)

**第2085条** 不動産質は、書面によらなければ設定できない。

債権者は、この契約により、不動産の果実および不動産の利息を受け取る権利があるときはそれを毎年の利息に当て、次に債務の元本に当てなければならない。

**第2086条** 別の取り決めがないときは、債権者は、不動産質で得た不動産の毎年の税金および費用を支払わなければならない。

債権者は、不動産にとって有用に必要な維持および修繕に必要なことをしなければならない、それをしなかったら損害賠償をしなければならない。但し、これらのためにかかわる費用はすべて果実から天引きされなければならない。

**第2087条** 債務者は、債務の全額を支払うまで、不動産質に入れた不動産の享有を要求することはできない。

但し、前条で定められた義務の免除を望む債権者は、その権利を放棄しない

限り、債務者に不動産の享有を回復することを強制することができる。

**第2088条** 合意された時期に支払いがなかったことだけでは債権者は不動産の所有者とはならない。これに反する取り決めは、すべて無効である。この場合、債権者は法的手段により債務者の不動産の取用を追求することができる。

**第2089条** 当事者が果実は利息の全部または一定の額までと相殺されることを契約の中で取り決めるときは、この取り決めは法律が禁じていないすべてのことと同様に執行される。

**第2090条** 第2077条および2083条の規定は、動産質の場合と同様不動産質に適用される。

**第2091条** 本章に定められたことはすべて、第三者が不動産質として手に入れた不動産について有する権利を侵害することはできない。

この資格で不動産をもっている債権者が、その不動産についてさらに法的に設定され保存された先取特権または抵当権をもっているときは、債権者はその順番で他の債権者と同様にその権利を行使することができる。

## 第18編 先取特権および抵当権 (Des Privilèges et Hypothèques)

### 第1章 総則 (Dispositions générales)

**第2092条** 個人的に義務を負っている者は、現在もっているおよび将来もつことになるすべての動産、不動産によってその契約を遵守しなければならない。

**第2093条** 債務者の財産は複数の債権者の共通の動産質である。その価格は分担により債権者の間で分配される。但し、債権者の間で優先すべき正当な原因があるときはこの限りでない。

**第2094条** 優先される正当な原因は、先取特権および抵当権である。

### 第2章 先取特権 (Des Privilèges)

**第2095条** 先取特権は、債権の資格が抵当権者であっても、他の債権者に優先して一人の債権者に債権を与える権利である。

**第2096条** 優先権をもった債権者の間では、先取特権はその性質の違いにより決められる。

**第2097条** 同順位の先取特権をもった債権者が複数のときは、競合して支払われる。

**第2098条** 国庫の権利による先取特権およびその特権を行使する順序は、それに関する法律により定められる。

しかし国庫は、第三者がそれに先だって取得した権利を侵害することはできない。

**第2099条** 先取特権は、動産についてもまた不動産についても設定できる。

**第1節 動産に関する先取特権 (Des Privilèges sur les meubles)**

**第2100条** 先取特権は、一定の動産について一般的または個別的である。

**第1款 動産に関する一般先取特権 (Des privilèges généraux sur les meubles)**

**第2101条** すべての動産に関する先取特権のある債権は次に定められ、次の順序で執行される。

1. 裁判費用,
2. 葬式費用,
3. 死にいたる病気の費用, 但し支払うべき費用と競合して,
4. 期末および当年に支払われる奉公人の俸給,
5. 債務者およびその家族に支払われる生存のための必需品の費用。パンや食品などの小売りをする商人が支払った費用については最近の6カ月間の費用また下宿屋の主人および卸売り商人が支払った費用については最近の1年間の費用。

**第2款 一定の動産に関する先取特権 (Des privilèges sur certains meubles)**

**第2102条** 一定の動産についての先取特権は次の通りである。

1. その年の収穫の果実, 賃貸家屋または小作地に付属しているすべての物の費用および小作地の経営に役立つすべての物について, 不動産の賃料および小作料。すなわち, 賃貸借が確定日付のある真正なまたは私署のある証書の場合は, 満期が来たすべてのものについてまた満期が来るすべてのものについての賃料および小作料。上記の場合は, なお支払うべきものを所有者に支払うという条件で, 他の債権者は賃貸借の残りにつき家屋または小作地を再び貸す権利および賃料または小作料を得る権利を有する。



真正な賃貸借契約がないときまたは私署証書で確定日付がないときは、その年の終わりから1年間、前項の特権を有する。

賃借り人の修理および賃貸借の執行に関するすべてのことについて同様の特権を有する。

しかも種子の費用またはその年の収穫費用について支払うべき総額は収穫費用から支払われ、器具について払うべき費用は、いずれの場合にも、所有者に優先して器具の費用から支払われる。

所有者は、所有者の同意なしに動産が動かされたとき家屋または小作地に必要な動産を差し押さえることができ、その動産について特権を維持することができる。但し、所有権の返還がなされたときはこの限りでない。すなわち、小作地に必要な動産については40日の期間、家屋に必要な動産については15日の期間その特権を維持する。

2. 債権者は、差し押さえた動産質の質物について先取特権を有する。
3. 物の保存のために支払った費用について先取特権を有する。
4. 債務者が期限付きでまたは無期限で買いまだその価格を支払わないで債務者が動産を占有しているときは、売り主は、動産の価格について先取特権を有する。

無期限で売買がなされたときは、買い主がその動産を占有している限りまたその転売を妨害する限り、その動産の所有権返還を要求することができる。但し、その所有権返還請求が引き渡しから1週間以内になされてその動産が引き渡された状態にあるときに限る。

再販売者の先取特権は、家屋または小作地の所有者の先取特権の後でなければその権利を行使できない。但し、所有者が自己の家屋または小作地に付随している動産その他の物が賃借りに属さないことを知っていたことが証明された場合はこの限りでない。

所有権返還請求については、商取引に関する法律および慣習については何も変革されない。

5. 宿屋の主人の供給契約は、その宿屋に移された旅人の動産について先取特権を有する。
6. 車賃およびそれに付随する費用は、車に積んだ物について先取特権を有する。
7. 公務員が職務執行中に犯した権限乱用および背任から生じる債権は、公務員の保証金の基金についておよびそこから支払われるべき利息につ

いて先取特権を有する。

## 第2節 不動産に関する先取特権 (Des Privilèges sur les immeubles)

第2103条 不動産につき先取特権をもつ債権者は次の者である。

1. 売却された不動産については、価格支払いのために、売り主。  
引き続き何回も売買が行われその代金の一部または全部が支払われるべきときは、最初の売り主は2回目の売り主に優先する権利を持ち、2回目の売り主は3回目の売り主に優先し、以下同様とする。
2. 不動産を取得するために金銭を支払った者。但し、その金銭が不動産取得のために支払われたことが借用証書により正式に確認されたときおよびその支払いが最新の借用のためになされたことが売り主の領収書により確認されたときに限る。
3. 共同相続人の間での分配の保証金、清算金、分割相続分の返還については、共同相続人。
4. 建造物、水路、またはその他なんらかの構築物を建造し、再建または修理するために雇われている建築家、請負業者、職人およびその他の労働者。但し、所有者がそうするつもりであると表明した作業に関する現状書を確認するために建物がある場所を管轄する第一審裁判所により職権で任命された鑑定人により事前に調書が作成され且つその建造および修理の完成から6カ月以内に同様に職権で任命された鑑定人が受け取った調書がある場合に限る。  
しかし、先取特権の総額は第2の調書が確認した額を超えることはできず、不動産の譲渡のときに存在し作業の結果である最高額まで減じられる。
5. 職人に支払いをするためにまたは返済するために金銭を提供した者も同様な先取特権をもつ。但し、不動産の取得のために金銭を提供した者について上で定められたようにその仕事が借入れ証書および職人の受領書によって正式に確認されたときに限る。

## 第3節 動産および不動産に及ぶ先取特権 (Des Privilèges qui s'étendent sur les meubles et les immeubles)

第2104条 動産および不動産に及ぶ先取特権は、第2101条で定められた先取特権である。

**第2105条** 前条で定められた先取特権者は、動産がないときは、不動産について先取特権をもつ債権者と競合して不動産の価格を支払われ、支払いは次の順序で行われる。

1. 裁判費用およびその他第2101条で定められた費用。
2. 第2103条で定められた債権。

#### 第4節 先取特権保存の方法（Comment se conservent les Priviléges）

**第2106条** 先取特権は、債権者の間では、不動産に関しては、抵当権保存の登記簿に法律に定められた方法で登記することによって公にした登記の日からでなければ効力を生じない。但し、以下のことは例外とする。

**第2107条** 第2101条に定められた債権は登記手続きの例外とする。

**第2108条** 先取特権をもった売り主は、買い主に所有権を移転した資格および自分に支払われるべき全額または一部の代金を確認する資格の登記によってその特権を維持する。そのために、買い主が行った契約の登録は、その者に金銭を支払ったまた同一の契約によって売り主の権利を代位した売り主および貸し主にとって登記に相当する。しかも抵当権の管理者は、職権で登記簿に所有権譲渡行為の結果生じた債権を売り主および貸し主のために登記させなければならず、それをしなかったときは第三者に対してすべての損害賠償が課せられ、また売り主および貸し主はそれができなかったときは、値段について支払われるべきことの登記を得るために、売買契約の登記をさせることができる。

**第2109条** 共同相続人または共同分割者は、分け前の清算金および換価処分の代金のために換価処分による競売または分割行為から60日以内に自分が優先してなされた登記によって、それぞれの分け前の財産または換価処分された財産につき自分の先取特権を維持する。その期間中は、清算金または代金の債権者の権利を害することはできず、換価処分に払うべき財産または換価処分によって譲渡される財産についていかなる抵当権も設定できない。

**第2110条** 建物、運河またはその他の構築物を建造し、再建しまたは修復するために雇われている建築家、請負業者、大工またはその他の労働者およびそれらの者に支払いおよび償還するためにその使用が確認されていた金銭を提供した者は、(1)借家現状書を確認する調書と(2)受け取り調書の二重の登記によって、最初の調書の登記の日から先取特権を維持する。

**第2111条** 相続編の第878条に従って死者の財産分割を要求する債権者および受遺者は、相続開始から6カ月以内にそれぞれの財産についてなされた登記によっ

て、死者の相続人の債権者または死者の代理人に対して、相続不動産についての先取特権維持する。

前項の期間経過以前は、前項の債権者または受遺者の利益に反して、相続人または代理人はこれらの財産についていかなる先取特権も有効に設定することはできない。

**第2112条** 先取特権のあるこれら種々の債権の譲受人は、譲渡人と同様の権利を譲渡人に代わって譲渡人の立場ですべて行使することができる。

**第2113条** 先取特権を保存するために規定された前数条の登記の条件に関して、登記の手續きに従った抵当権の債権者は完全にはならず、抵当権を付与されたままである。しかし抵当権は、第三者に対しては、後に定められる登記の時からでなければ効力がない。

### 第3章 抵当権 (Des Hypothèques)

**第2114条** 抵当権は、債務の履行に充てられる不動産に対する一つの物権である。

抵当権は、本来、分割できずまた債務の履行に充てられた不動産全体について、その不動産のそれぞれにまたその不動産の一部に存在する。

抵当権は、いかなる者の手に移転しても効力がある。

**第2115条** 抵当権は、法律が認めた場合でなければまた法律が認めた手續きによらなければ設定できない。

**第2116条** 抵当権は法定のもの、裁判上のものまたは約定のもの3種である。

**第2117条** 法定抵当権は、法律に由来する抵当権である。

裁判上の抵当権は、判決または訴訟行為に由来する抵当権である。

約定抵当権は、約定に由来するまたは証書もしくは契約とは無関係の手續きに由来する抵当権である。

**第2118条** 次の物は、抵当権の対象となる。

1. 商売上の不動産およびその付属物で不動産と見なされる物、
2. 同一不動産の用益権および用益権の存続中の不動産の付属物。

**第2119条** 動産は抵当権の対象ではない。

**第2120条** 本法によっては、遠洋航海船および船舶に関しては海事法の規定に対しては何も改正されない。

#### 第1節 法定抵当権 (Des Hypothèques légales)

**第2121条** 法定抵当権が付与される権利および債権は、次のものである。

夫の財産についての婚姻した女性の権利、  
後見人の財産についての未成年者および禁治産者の権利、  
収入役および行政官の財産についての国家、市町村および公共の建造物の権利。

**第2122条** 法定抵当権をもつ債権者は、後に定められる修正に従って、債務者に属するすべての不動産および後にその者の所有となるべきすべての不動産についての権利を行使することができる。

### 第2節 裁判上の抵当権 (Des Hypothèques judiciaires)

**第2123条** 裁判上の抵当権は、その判決を得た者のために、対審判決または欠席判決による終局判決または借りの判決から生じる。また裁判上の抵当権は判決でなされた承認または確認、私署証書である債務書面になされた署名から生じる。

裁判上の抵当権は、債務者の現実の不動産および債務者が得ることができる不動産について執行できる。但し、以下に定められる修正についてはこの限りでない。

仲裁人の決定は、それが裁判所の執行命令を伴わない限り、抵当権を生じない。

外国で下された判決は、その判決がフランスの裁判所により執行できると言い渡されないかぎり、抵当権を生じない。但し、憲法 (loi politique) または条約にこれに反する規定がある場合はこの限りでない。

### 第3節 約定抵当権 (Des Hypothèques conventionnelles)

**第2124条** 約定抵当権は、自己に属する不動産を譲渡できる者によらなければ同意されない。

**第2125条** 不動産に関して条件によって不確定な権利、一定の場合に解除できる権利または取り消される恐れのある権利しかもたない者は、同一の条件に服しまたは同一の取り消される恐れのある抵当権しか同意することはできない。

**第2126条** 未成年者、禁治産者および不在者の財産の所有を仮にしか付与されていない者は、法律が定める原因と法律が定める手続きによらなければまたは判決によらなければ抵当権を設定することはできない。

**第2127条** 約定抵当権は、二人の公証人の面前でまたは一人の公証人と二人の証人の面前で真正な手続きで作成された証書によらなければ承諾されない。

**第2128条** 外国で結ばれた契約ではフランスにある財産についての抵当権は成立しない。但し、憲法または条約にこれに反する規定がある場合はこの限りでない。

**第2129条** 債権を設定する真正な証書においてまたは後の真正な証書において現実には債務者のものであるそれぞれの不動産の性質と状況を特に申告したもの以外には約定抵当権は効力がない。それについては債権の抵当権が認められる。現在の財産のそれぞれは列記して抵当権の対象とすることができる。

将来の財産は、抵当権の対象とすることはできない。

**第2130条** 債権者は、現在の財産で債務の対象となっていないものが債権の保全にとって不十分であるときは、その不十分さを示して、後日得るそれぞれの財産を充てることに、同意することができる。

**第2131条** 同様に、債権者は、不動産または抵当権が付されている現在の不動産が債権者の担保にとって不十分となるような方法で喪失または失われた場合は、今後は、その返還を請求できまたは訴訟をすることができまたは抵当権の不動産の追加を得ることができる。

**第2132条** 約定抵当権は、それに同意された額が証書により確定しているときに限って有効である。債権者は、債務から生じた債権がその实在について条件的でありまたは価格について不確定であるときは、明確に申告によって評価された額までしかまた債務者が返還すべき額までしか後に定める登記を請求できない。

**第2133条** 獲得した抵当権は、抵当不動産に後になされたすべての改善に及ぶ。

#### 第4節 抵当権者間の順位 (Du rang que les Hypothèques ont entre elles)

**第2134条** 債権者の間では、法廷抵当権であれ、裁判上の抵当権であれまた約定抵当権であれ抵当権は、債権者が法律の定める手続きで保全登録簿に登録した日からでなければ順位がない。但し、次条に定められた例外はこの限りでない。

**第2135条** 次の抵当権は、あらゆる登記とは無関係に存在する。

1. 未成年者および禁治産者のためには、後見人の管理に関して、後見人がその役割を承諾した日から、その後見人の不動産について、
2. 婚姻している女性のためには、その嫁資および夫婦財産制約定書に関して、婚姻の日から、夫の財産について。

婚姻している女性が得た相続財産に由来するまたは婚姻期間中にその女性が

得た贈与に由来する嫁資総額については、相続開始のときからでなければまたは贈与が効力をもった日からでなければ抵当権をもたない。

婚姻している女性は、夫と共に負った負債の賠償についてはまた自己に固有の譲渡された財産の充当については、債務を負いまたは売却をした日からでなければ抵当権をもたない。

いかなる場合にも、本条の規定は、本編公布以前に第三者が得た権利を侵害することはできない。

**第2136条** しかし夫および後見人は、抵当権が設定されたその財産の抵当権を公にしなければならず、そのために遅滞なく自分たちの不動産および後に自分たちのものとなる不動産について抵当権登記所に登記しなければならない。

夫および後見人が、本条が定める登記をさせずその不動産が女性および未成年者の法定抵当権に付されたことを明白に申告せずに、他人がその不動産の先取特権または抵当権を得させることに同意または他人にこれらの先取特権または抵当権を得させたときは、夫および後見人は、転売詐欺犯 (steltionaire) とみなされ民事拘留を受ける。

**第2137条** 後見監督人は、その管理について、自己の責任で後見人の財産が遅滞なく登記されるよう注意しその登記をさせなければならない。違反したときは、あらゆる損害賠償が課せられる。

**第2138条** 夫、後見人、後見監督人が前数条で命じられた登記をしなかったときは、夫および後見人の住所地または財産所在地の民事裁判所の検察官が夫、後見人、後見監督人に登記を請求する。

**第2139条** 夫、婚姻している女性の親族および未成年者の親族、親族がいないときはそれらの者の友人は、それらの者の登記を請求することができる。また婚姻している女性および未成年者もその登記を請求できる。

**第2140条** 婚姻契約において、成年の当事者が夫の一つまたはいくつかの不動産についてだけ登記することに合意したときは、登記について指示されていない不動産は、婚姻している女性の嫁資のためにおよびその取り戻しと婚姻契約のために抵当に付されない。夫の不動産を絶対に抵当に入れないと取り決めることはできない。

**第2141条** 親族が親族会において一定の不動産についてしか登記すべきでないという勧告を受けていたときは、後見人の不動産についても前条と同様とする。

**第2142条** 前2カ条の場合において、夫、後見人、後見監督人は、指示されている不動産についてしか登記を請求できない。

**第2143条** 後見人は、抵当権が後見人の任命証書により制限されていないときは、不動産についての全部の抵当権がその管理にとって十分な保証を明らかに超える場合は、未成年者のために完全な保護をするために十分な不動産に限定された抵当権しか請求できない。

請求は、後見監督人に対してなされ、後見監督人は親族の意見に従わなければならない。

**第2144条** 同様に夫は、妻の同意を得て、親族会に集まった妻の最も近い4人の親族の意見を聴いた後に、そのすべての不動産について抵当権が、嫁資、特有財産の取り戻しと婚姻契約を理由に、妻のすべての権利の保持に十分な不動産に制限するように請求することができる。

**第2145条** 夫および保佐人の請求についての判決は、検察官と対審してその意見を聴いた後でなければ下すことはできない。

裁判所が抵当権をいくつかの不動産に縮減すると判決したときは、その他のすべてについてなされた登記は抹消される。

#### 第4章 先取特権および抵当権の登記方法 (Du mode de l'inscription des Privilèges et Hypothèques)

**第2146条** 登記は、先取特権また抵当権に服する財産がある郡の不動産登記所 (bureau de conservation des hypothèques) においてなされる。登記は、破産の開始前に作成された証書が無効と宣告される期間内になされたときは、なんらの効果も生じない。

登記が破産の開始後に債権者の一人からなされ、相続が限定承認 (bénéfice d'inventaire) によってしか承認されなかった場合も、相続財産の債権者の間では前項と同様とする。

**第2147条** 同一日に登記したすべての債権者は、その違いを抵当権保存吏が記録していたときは、登記が昼夜になされた区別なく、競合して同一日の抵当権を行使する。

**第2148条** 債権者は、登記するためには自らまたは第三者により、抵当権保存吏に、原本のまま本人に渡された公証人の証書または判決謄本または先取特権もしくは抵当権を招来した証書の謄本を提示しなければならない。

印紙添付書類に書かれた明細書を2通を添え、そのうちの1通は証書の謄本に付記することができる。明細書には次のことが記される。

1. 債権者の氏名、住所、あれば職業および不動産登記所のある郡におけ



る住所の選択、

2. 債務者の氏名、住所、知られたものがあれば職業、またはすべての場合において保存吏が抵当権を負担している個人を認めて識別することができるような個人の特別な指示、
3. 証書の日付および性質、
4. 証書に示された債権の元本の額、または年金および手当について抵当権登記申請者により評価された債権の元本の額、またはその評価が命じられた場合は不確定な、条件付きのまたは不明確な権利について抵当権登記の申請者により評価された元本の額。また元本に付随した額および請求ができる時期、
5. 先取特権または抵当権の保存を要求する財産の種類および状況の指示。

第5号は、法定抵当権または裁判上の抵当権の場合には必要がない。約定がないときは、この抵当権については登記が登記所のある郡にあるすべての不動産に及ぶ。

**第2149条** 死亡した者の財産についてなすべき登記は、前条第2号に定められたように死亡者の特定をすることによってなすことができる。

**第2150条** 抵当権保存吏は、その登録簿に明細書の内容を記載し、証書または証書の写しおよび明細書の1通には登録がなされたことを証明して写しを申請者に返す。

**第2151条** 利息または配当金を産む元本について登記した債権者は、2年間だけ弁済順に記入される権利を有し、その年については元本につき抵当権と同順位に記入される権利を有する。但し、最初の登記によって保全されている配当金より後の配当金について登記を求めるときは、その登記の日から配当金の抵当権が認められる。

**第2152条** 登記を請求した者およびその代理人または正式証書による譲受人にとっては、抵当権登記簿上自分が選択した住所を変更するのは自由である。但し、同一郡における別の住所を選びそれを届けなければならない。

**第2153条** 国家、市町村および会計系の財産についての公共の建造物の純粋に法的な抵当権、保佐人についての未成年者または禁治産者の抵当権、夫婦についての婚姻した女性の抵当権は、次のことだけを記した2通の明細書に登記されなければならない。

1. 債権者の氏名、職業、現住所および債権者が自分のために自分で選んだまたは他人がその者のために選んだ郡における住所、

2. 債務者の氏名、職業、住所または債務者の正確な特定、
3. 保全すべき権利の性格および特定の目的物に関する価格の総額。但し、条件付きの、不確定なまたは不明確なものについては特定しなくてもよい。

**第2154条** 登記は、登記の日から10年間、抵当権および先取特権を保存する。10年が経過した後、登記が更新されなかったときはその効力はなくなる。

**第2155条** 登記の費用は、反対の約定がない限り、債務者の負担とする。法定抵当権に関しないときは、抵当権保存吏が債務者に対する請求権をもっている登記については、その前払いは抵当権登記の申請者によってなされる。売り主が請求できる登記の費用は買い主の負担とする。

**第2156条** 債権者に対して行うことができる登記についての訴訟は、その者にまたは登録簿に記載された最後の住所に令状によって管轄権のある裁判所に提起されなければならない。死亡者が債権者であるときも、死亡者が選んだ住所で死亡したときも同様とする。

#### 第5章 登記の抹消および縮減 (De la Radiation et Réduction des Inscriptions)

**第2157条** 登記は、利害関係があつてそのための権利がある者の同意によりまたは終審判決または既判力をもった判決により抹消される。

**第2158条** 登記の抹消を請求する者は、いずれの場合においても、同意のある真正な証書の謄本または判決の謄本を登記保存吏の役所に提出しなければならない。

**第2159条** 同意されていない登記の抹消は、それが、万一のまたは不確定な有責判決の担保のために、後の債務者および債権が直ちにまたは別の裁判所で判決されるべき執行または解消にもとづいて行われたときでなかった場合は、その登記がなされた管轄範囲の裁判所に請求される。その場合には、抹消の請求はその裁判所に提出されまたは移送されなければならない。

同意があるときには、債務者および債権者が行った両者の指定した裁判所へ訴えるという取り決めは、両者の間での執行を認めなければならない。

**第2160条** 登記が法律にも証書にもとづかないとき、または証書が不正なとき、または消滅もしくは精算されたとき、または先取特権もしくは抵当権が法的手段で抹消されたときは、登記の抹消は裁判所が命じなければならない。

**第2161条** 法律に従つて現在または将来の債務者の財産について登記をする権利を

持つ債権者がした登記が取り決められた制限なしに債権者の担保にとって必要でない様々な財産以上になされた場合は、債務者は、登記の縮減訴訟（*action en réduction des inscriptions*）または適切な割合を超える部分の抹消訴訟（*action en radiation*）を起こすことができる。このことについては、第2159条に定められた権限の原則に従わなければならない

本条の規定は、約定抵当権には適用されない。

**第2162条** 登記の一つまたはそのうちのいくつかが法的な主たるおよび従たる債権総額の3分の1を超えるときは、複数の財産についての登記は過度のものとなされる。

**第2163条** 債権者が債権の担保のために設定する抵当権に関して約定に定められていない債権またその性質から条件的、万一のものあるいは不確定のである債権について、債権者がなした見積りの後に行った登記は、過度のものとして縮減される。

**第2164条** 前条の場合に過度のものは、事情により、可能性の見込みにより、事実の推定により、債権者の本当らしい権利と債務者に残すべき適当な支払い猶予期間の利益を両立させる方法で裁判官により裁定される。但し、不確定な債権により多額なことが生じるような出来事が起こったときに、その日の抵当権とともに行うべき新たな登記はこの限りでない。

**第2165条** 債権の価格とそれにさらにその3分の1を加えた価格とを較べた不動産の価格は、建物の老朽化にかかわらない不動産については、その不動産所在地の市町村における台帳または査定額および不動産収入との釣りに従って地租目録の台帳に記された租税の査定額によって示された収入の15倍と定められ、建物の老朽化にかかわる不動産については不動産収入の10倍と定められる。裁判官は、さらに、真正な賃貸借の証書、近年に作成された評価調書およびその他の類似の証書を用いて、これらの資料から得られる平均的な収入額を評価することができる。

#### 第6章 第三取得者に対する先取特権および抵当権の効力（*De l'Effet des Privilèges et Hypothèques contre les Tiers détenteurs*）

**第2166条** 不動産について登記された先取特権または抵当権をもつ債権者は、その不動産がいずれの者の所有となるかを問わず、弁済順に記入されまたその債権の順にまたは登記の順に支払いを受けることができる。

**第2167条** 第三取得者が、その所有権を滌除するために、後に定める形式を満たさ

ないときは、登記だけの効果によりすべての抵当権によって保証された債務に対して第三取得者としての義務を負ったままであり、もとの債務者に認められた期限を享有する。

**第2168条** 前条の場合において、第三取得者は、その債務の額がいくらであっても支払期限のきたすべての利息および元本を支払わなければならない、または何の留保もなしに抵当不動産を放棄しなければならない。

**第2169条** 第三取得者が前条の債務のいずれかを完全に履行しないときは、抵当権者はそれぞれ本来の債務者に対して債務の弁済催告をした30日後に当不動産を第三取得者に売却させる権利また請求できる債務の支払いまたは相続財産を放棄させる権利をもつ。

**第2170条** その債務に対して個人的に義務を負っていない第三取得者は、義務を負っている不動産の所有において同一の債務がある他の抵当不動産が存続し保証の編に定められた手続きに従って事前の検索を要求できるときは、自分に移転された抵当相続財産の売却に対抗することができる。この検索の間は、抵当相続財産の売却は猶予される。

**第2171条** この検索の抗弁は、先取特権をもつ債権者または不動産につき特別な抵当権をもつ者に対しては異議を申し立てることはできない。

**第2172条** 債務につき個人的に債務を負っておらず譲渡することができるすべての第三取得者は、抵当不動産の委付 (délaissement) [\* 抵当債務につき個人的債務を負わず、譲渡能力をもつ第三取得者は委付をして占有を放棄できること] を行うことができる。

**第2173条** 第三取得者が債務を認めまたはその資格だけで民事有責判決を受けた後でも、前条と同様とする。委付は、競売までは、第三取得者がすべての債務および費用を支払って不動産を取り戻すことを妨げない。

**第2174条** 抵当権による委付は、不動産がある場所の裁判所の書記課でなされ、この裁判所によってその証書が交付される。

利害関係者の迅速な要求にもとづき、放棄された不動産の管理人が設けられ、その管理人に対して取用につき定められた手続きに従って不動産の売却が訴えられる。

**第2175条** 抵当権債権者または先取特権債権者を害する第三取得者の行為または過失にもとづく破損は、第三取得者に対する損害賠償訴訟の原因となる。しかしその出費および改修は、その改修により生じる最も高い費用までしか取り戻すことはできない。

**第2176条** 第三取得者は、支払いまたは放棄の催告の日からでなければ抵当不動産の果実を支払うには及ばず、また一度始められた訴訟が3年の間なされなかったときは新たな催告の日からでなければ抵当不動産の果実を支払う必要はない。

**第2177条** それを所有する以前に第三取得者がもっていた不動産についての地役権および物権は、放棄の後にまたは不動産についてなされた競売の後に復活する。

その個人的な債権者は、前所有者について登記されたすべての債権者の後で、放棄されたまたは競売された財産につき、その順序に従って、自己の抵当権を行使する。

**第2178条** 抵当債務を支払ったまたは抵当不動産を放棄したまたはその不動産の取用を受けた第三取得者は、主たる債務者に対して担保請求権をもつ。

**第2179条** 代価を支払ってその所有権を濫除することを望む第三取得者は、本編第8章が定める手続きを遵守しなければならない。

#### 第7章 先取特権および抵当権の消滅 (De l'Extinction des Privilèges et Hypothèques)

**第2180条** 先取特権および抵当権は次のことにより消滅する。

1. 主たる債務の消滅,
2. 抵当債権の放棄,
3. 第三取得者が取得した財産を濫除するために第三取得者に定められた手続きおよび条件の実現,
4. 時効。

時効は、債務者が有する財産に関しては、抵当権または先取特権を与える訴訟について定められた時効期間により、債務者が取得する。

時効は、第三取得者が有する財産に関しては、所有権の時効について定められた期間により債務者が取得する。時効がある資格を前提とする場合は、時効は保存吏の登記簿に登記された日からでなければ進行しない。

債権者が取得する時効は、法律が債務者または第三取得者のために定めた時効の進行を中断しない。

## 第8章 先取特権および抵当権の所有権を濫除する方法 (Du mode de purger les Propriétés des Privilèges et Hypothèques)

**第2181条** 第三取得者が先取特権および抵当権を濫除することを望む不動産所有権または不動産物権の移転契約は、その不動産がある郡において抵当権保存吏により全体として登記されなければならない。

この登記はそのための登記簿に登録されなければならない。また保存吏は申請者にそのことを通知しなければならない。

**第2182条** 所有権移転名義の保存吏の登記簿への単なる登記だけでは、不動産に設定された抵当権および先取特権は濫除されない。

売り主は、売り渡された物に対して自らがもっていた所有権およびその他の権利しか買い主に移転しない。売り主は、自分に責任がある同一の先取特権および抵当権を付与したままでそれを移転する。

**第2183条** 新たな所有者が、本編第6章で許可された提訴の効果を免れることを望むときは、提訴の前にまたは遅くとも自分になされた最初の催告から1カ月のうちに、その登記において債権者が選んだ住所に次のものを送達しなければならない。

1. 日付、証書の性質、氏名および売り主または贈与者の正確な特徴、売買されたまたは贈与された物の性質および状態を含む証書の謄本、
2. 売買証書の登記謄本、
3. 3段に記された一覧表で第1段には抵当権の日付および登記の日付、第2段には債権者の氏名、第3段には登記された債権の額を示したものを。

**第2184条** 取得者または受贈者は、同一証書により、期限の到来したまたは到来していない債務の区別なくその価格に至るまで、抵当権によって保証された債務および費用を直ちに支払う準備があることを表明しなければならない。

**第2185条** 新たな所有者が定められた期間内に前条の通知をしたときは、その資格が登記されているすべての債権者は、不動産を競売および公開入札に付すことを請求できる。その場合には次の要件を満たす必要がある。

1. この請求は、新たな所有者の請求に対してなされた通知から遅くとも40日以内に新たな所有者に通知されなければならないこと。この期限には、各債権者の選択した住所と実際の住所との距離5万メートルにつき2日追加される。
2. この請求には 契約に定められていた価格または新たな所有者が申告

した価格より10分の1の価格を増やすことに従うという請求者の承諾がなければならない。

3. 同様の通知は、同一期間内に先の所有者および主たる債権者になされなければならない。
4. この請求の原本および写しには、請求した債権者または明白な代理権をもった代理人によって署名がなされなければならない。この場合、代理人は代理権の写しを提供しなければならない。
5. 代理人は、価格および費用の額までの保証金を提供しなければならない。

これらの要件を満たさないときは、すべて無効とする。

**第2186条** 債権者が定められた期間内に定められた手続きで競売に付す請求をしなかったときは、不動産の価格は、契約で定められた不動産の価格または新たな所有者が申し立てた価格とする。したがって、新たな所有者は、受領の順で債権者にその価格を支払ってまたはその価格を供託して、すべての先取特権および抵当権を濫除することができる。

**第2187条** 競売にもとづく転売の場合には、転売はそれを請求した債権者または新たな所有者の請求により、債権者による債務者財産の強制徴収（*expropriation forcée*）について定められた手続きに従ってなされなければならない。

差押実施債権者（*poursuivant*）は、掲示において契約で定められた価格または申し立てられた価格、および債権者が支払わなければならない価格以上の額を示さなければならない。

**第2188条** 落札者は、所有を奪われた取得者または受贈者に、落札価格のほか、契約の適正な費用、保存吏の登記簿への登記の費用、通知の費用および転売をなすについて支払った費用を返還しなければならない。

**第2189条** 競売に付された不動産を保有している取得者または受贈者は、それを最後の入札者に返して、競売の判決を登記させる必要はない。

**第2190条** 競売に付すことを請求した債権者の取り下げは、債権者が入札額を支払ったときでも、ほかのすべての抵当債権者の明白な同意によらなければ、公の競売を妨げることはできない。

**第2191条** 落札者に返還した取得者は、証書によって取り決められた価格を超えた額の返還についておよび超過した部分の利息について、それを支払った日から、売り主に対して求償する権利を有する。

**第2192条** 新たな所有者の証書に不動産および動産または抵当権が付されているか

または付されていない複数の不動産が含まれ、その不動産が役所の同一のまたは異なる郡にあり、同一価格または異なった別々の価格で買入れたものがあり、その不動産の中に同一の利用に服しているものとそうでないものがあるときは、別々に登記されたそれぞれの不動産の価格は、証書において表明された総額の評価割り当てによって、新たな所有者の通達書面において申し立てられなければならない。

競売価格を競り上げる再競売申請人である債権者は、いかなる場合にも、動産についても同一郡にある抵当権が付されているその他の不動産についても、入札を拡大するよう強制されない。但し、取得した物の分割または利用の分割により受けた損害の賠償のために前の所有者に対して行う新たな所有者の訴えは別である。

**第9章 夫および後見人の財産について登記がない場合の抵当権の滌除方法** (Du mode de purger les Hypothèques, quand il n'existe pas d'Inscription sur les biens des Maris et des Tuteurs)

**第2193条** 夫または後見人の不動産を取得した者は、当該不動産についての登記がないときは、後見人の管理または妻の嫁資、取り戻しおよび婚姻についての取り決めにより、取得した不動産について存在する抵当権を滌除することができる。

**第2194条** 不動産の取得者は、そのために、正式に確認された所有権移転契約書の写しを、不動産がある場所の民事裁判所の書記課に提出しなければならない。署名された証書で、自分が行った寄託を妻または後見監督人に証明しなければならない。契約の日付、契約者の姓名、職業、住所、不動産の性質および状況、売買の価格およびその他の費用が記されているこの契約の抄本は裁判所の法廷に2カ月間掲示されなければならない。その期間中に、妻、夫、後見人、後見監督人、未成年者、禁治産者、それらの者の親族もしくは友人、検察官は、必要な場合には、抵当権保存吏の事務所に、婚姻契約の日または保佐人の管理に入った日に、譲渡された不動産の登記の請求を認められる。但し、妻および後見人に対して行うことができる追求ならびにその不動産が婚姻または後見を理由として既に抵当権が付されていると申告しないで上で定められた第三者のために彼らが同意した抵当権についての追求はこの限りでない。

**第2195条** 契約書の掲示から2カ月以内に売却された不動産について妻、未成年者または禁治産者の登記がなされていなかったときは、いかなる費用もなしに、



妻の嫁資を返還し、婚姻契約の通り執行することまたは後見人の管理についての抵当権を濫除してその不動産は取得者に移る。但し、必要な場合には、夫および後見人に対する訴えはこの限りでない。

妻、未成年者または禁治産者の登記がなされていたときおよび代金の全額または一部を受け取った前所有者がいるときは、取得者は有効な順位にある債権者に支払った代金の全部または一部を免除される。さらに妻、未成年者または禁治産者の登記はすべてまたは正当な金額まで減額される。

妻、未成年者または禁治産者の登記が古いときは、取得者はその登記を害していかなる金額の支払いもすることはできないし、その登記は、前条で定められたように、婚姻契約の日付または後見人の管理に入った日付を有する。この場合、正当な順位にない他の債権者の登記は抹消される。

#### 第10章 登記簿の公示および抵当権保存吏の責任 (De la Publicité des registres et de la Responsabilité des conservateurs)

**第2196条** 抵当権保存吏は、それを請求するすべての者に、登記簿に登記された証書の写しおよび現存している登記の写しまたは何も存在していないという証明書を交付しなければならない。

**第2197条** 抵当権保存吏は、次のことによる損害について責任を負う。

1. 権利移転行為の登記および保存吏の事務所で請求された登記を登記簿に記載しなかったこと、
2. 現存する一つまたは複数の登記をその証明書に記載しなかったこと。  
但し、この場合、その過ちが自己に責任のない不十分な表示にもとづく場合はこの限りでない。

**第2198条** 抵当権保存吏がその証明書に一または複数の登記された負担 (charges inscrites) を書き忘れた不動産は、新たな所有者がその証書の登記をしたときから、証明書を請求しさえすれば、そのことについての抵当権保存吏の責任は別として、新たな所有者のものである。但し、取得者がまだ支払っていない価格およびまだ認められていない順序を債権者に属する順序に従って債権者の氏名を順番に記入させる (colloquer) 債権者の権利を害することはできない。

**第2199条** いかなる場合にも、抵当権保存吏は権利移転証書の登記を、抵当権者の権利の登記を、また請求された証明書の交付を拒むことも遅らせることもできない。違反したときは当事者に対して損害賠償の責任を負う。そのために、治安判事、法廷執行吏もしくはその他の執行吏または二人の証人に補佐された公

証人は、請求権者の請求により、遅延または拒否の調書を直ちに作成しなければならない。

**第2200条** 抵当権保存吏は、登録簿に、日付順、番号順に、登録のための権利移転証書を作成し、登録のための明細書を作成しなければならないし、印紙添付書類を請求人に授与しなければならない。その書類には引き渡し登録された登録番号が記載される。また抵当権保存吏は、引き渡し登録された日付でなければまた番号順でなければ、権利移転証書を登録することはできないしそのために登録簿に明細書を登録することもできない。

**第2201条** 登記所が設置されている管轄区域にある裁判所の判事は、印紙添付証書にある抵当権保存吏の登録を、1頁から最終頁まで綴じて、各頁ごとに略署しなければならない。登録は、毎日、証書の登記として決定されなければならない。

**第2202条** 抵当権保存吏は、その職務の執行において、本章の規定に従わなければならない。従わなかったときは、最初の違反の場合には200フランから1,000フランの罰金が科せられ、2回目の違反の場合には罷免される。さらに、罰金の前に当事者に対して損害賠償をしなければならない。

**第2203条** 寄託の記入、登録および登記は、空白や行間をおかずに直ちに登記簿に記載されなければならない。違反した場合は、保存吏に対しては1,000フランから2,000フランの罰金が科せられ、罰金の前に当事者に対して損害賠償をしなければならない。

## 第19編 強制徴収および債権者間の順位 (De l'Expropriation forcée et des Ordres entre les Créanciers)

### 第1章 強制徴収 (De l'Expropriation forcée)

**第2204条** 債権者は、次のものの強制徴収を裁判所に訴えることができる。

1. 所有権が債務者にあるとみなされる不動産および不動産の付属物、
2. 同じ性質の財産について債務者に属する有益権。

**第2205条** しかも、共同相続人の一身上の債権者は、相続不動産についての共同相続人の不可分財産の共有持ち分を、債権者がそれを適切だと判断したときに債権者が行うことができる分割の前または共有物の競売前には売却することはできず、また債権者が相続の章の第882条に従って介入する権利をもっている分

割の前には売却することはできない。

**第2206条** たとえ親権解放されていても未成年者または禁治産者の不動産は、動産の検索の前には売却できない。

**第2207条** 成人、未成年者、禁治産者の債務が共通であるとき、また裁判が成人に対してまたは禁治産の前に開始されたときは、成人と未成年または禁治産者の間で共有する不動産の強制徴収前には、動産の検索は必要とされない。

**第2208条** 夫婦共有財産の一部である不動産の強制徴収は、妻が債務を負っているときでも、債務者である夫だけに対して訴えることができる。

夫婦共有財産になっていない妻の不動産の強制徴収は、夫および妻に対して訴えることができる。但し、妻は、夫が妻との訴訟を拒否しもしくは夫が未成年の場合は、裁判所は妻の訴訟を許可することができる。

夫および妻が未成年のときまたは妻だけが未成年の場合に、成人の夫が妻との訴訟を拒否したときは、裁判所は妻のために後見人を任命し、その後見人に対して強制徴収の訴訟がなされる。

**第2209条** 債権者は、自分に抵当権が付されている不動産が不十分な場合でなければ、まだ自分のために抵当権が付されていない不動産の売却について訴訟をすることはできない。

**第2210条** 異なった郡にある複数の不動産の強制徴収は、引き続いてでなければ訴訟することができない。但し、それらの不動産が唯一の且つ同一の強制徴収の一部であるときはこの限りでない。

その強制徴収は、徴収の場所を管轄する裁判所で行われ、その裁判所がないときは、租税徴収簿により最も多額の収入を示す不動産がある場所の裁判所で行われる。

**第2211条** 債権者に抵当権が付されている不動産および抵当権が付されていない不動産、または異なった郡にある不動産が、同一の強制徴収の一部であるときは、債務者が請求すれば、それらの売却は一緒に裁判される。評価割り当て（ventilation）は、必要な場合には、入札の価格によりなされる。

**第2212条** 債務者が、真正な賃貸借により、1年間の不動産の収益が明瞭で拘束されていないこと、元本の負債の支払いと利息および諸費用の支払いにとって十分であることを証明し且つ債務者が債権者に対してその移譲を申し出たときは、裁判官は訴訟を停止することができる。但し、支払いに対してのなんらかの異議または障害が生じたときはこの限りでない。

**第2213条** 不動産の強制売却（vente forcée）は、真正な執行名義によらなければ

ば、また確実な金銭評価債務のためでなければ、訴えられない。その債務が精算されないときでも、訴えは有効である。但し、競売は精算の後でなければ行うことはできない。

**第2214条** 執行名義の譲り受け人は、移転の署名が債務者に対してなされた後でなければ強制徴収を訴えることはできない。

**第2215条** その訴訟は、控訴がなされるときでも、仮に執行することができる仮の判決によってもまたは終局判決によっても行うことができる。しかし競売は、最終審での終局判決の後でなければまたは既判力が生じた後でなければ行うことはできない。

訴訟は、欠席判決に対する異議申し立ての間は、欠席判決によっては行うことはできない。

**第2216条** その訴訟は、債権者が当然に得るべきよりも多い額について裁判を始めたということを口実として取り消されることはない。

**第2217条** 不動産の強制徴収手続きは、債権者の請求に対して、債務者本人になされたまたはその住所になされた支払い命令により裁判所書記により開始されなければならない。

命令の手続きおよび強制徴収についての訴訟の手続きは、手続きに関する法律により定められる。

## 第2章 債権者間の順位および価格の分配 (De l'Ordre et de la Distribution du prix entre les Créanciers)

**第2218条** 不動産価格を得る順位とその分配の順位ならびにその手続き方法は、訴訟手続きに関する法律により定められる。

## 第20編 時効 (De la Prescription)

### 第1章 総則 (Dispositions générales)

**第2219条** 時効とは、一定期間の経過により且つ法律が定める条件で、物を取得しまたは債務を免れる一つの方法である。

**第2220条** 予め時効を放棄することはできない。取得した時効を放棄することはできない。

**第2221条** 時効の放棄は、明示でも暗黙でもよい。暗黙の放棄は、取得した権利の

放棄を推定する事実によって生じる。

第2222条 譲渡することができない者は、取得した時効を放棄することはできない。

第2223条 裁判官は、時効から生じる手段を職権で補充することはできない。

第2224条 時効は、たとえ控訴裁判所においても訴訟のすべての状態において異議申し立てをすることができる。但し、時効の手段に異議申し立てをしなかった当事者は、事情により、時効を放棄したものとみなされてはならない。

第2225条 債権者または時効が取得されたことに利害のあるその他すべての者は、たとえ債務者または所有者が時効を放棄したときでも、時効に異議申し立てをすることができる。

第2226条 商売にかかわらない物は、時効取得することはできない。

第2227条 国家、公の施設および市町村は、個人と同様の時効に服し、また同様に時効に異議申し立てをすることができる。

## 第2章 占有（De la Possession）

第2228条 占有とは、自分が持っている物もしくは自分自身が行使できる物もしくはは権利の所持または共有もしくは自分の名において他人が持っているもしくはは行使できる物または権利を自分が所持または享有することである。

第2229条 時効取得するためには、中断なく継続した、平穏な、公の、明確な、所有者としての資格での占有が必要である。

第2230条 他人のために占有を始めたときと立証されない限り、所有者の資格で、自分のために占有するものと推定される。

第2231条 他人のために占有を始めた者は、反証がない限り、常に他人の資格で占有するものとみなされる。

第2232条 純粹随意行為（acte de pure faculté）[\*たとえば他人の土地所有権に変更を加えない、自己の土地所有権の通常の行使の範囲内の行為であって、その他人の所有地への権利を時効取得させる占有を構成しない行為] および単純許容行為（acte de simple tolérance）[\*土地所有者が隣人に対し、土地の通行などのために立ち入ることを好意で許容する行為] は、占有の根拠にもならずまた時効の根拠にもならない。

第2233条 暴力行為もまた時効を認めることができる占有の根拠とはならない。

有効な占有は、暴力が止んだときからでなければ進行しない。

第2234条 かつて占有していたことを立証する現在の占有は、反証がない限り、中

間時点において占有していたものと推定される。

**第2235条** 時効完成のためには、包括的名義でもしくは個別的名義でまたは営利のためにもしくは無償で引き継いだか否かを問わず、自己の占有にそれを引き継いだ者の占有を加えることができる。

### 第3章 時効を妨げる原因 (Des Causes qui empêchent la Prescription)

**第2236条** 他人のために占有する者は、いかなる期間によっても時効の権利を取得することはできない。

したがって小作人、受託者、用益権者および所有者の物を一時的に所持するその他すべての者は、その物を時効取得することはできない。

**第2237条** 前条で定められた第三者に属する物を所持している者の相続人も時効取得することはできない。

**第2238条** それにもかかわらず第2236、2237条に定められた者は、その占有の資格が逆であるならば、第三者に由来する事由によりまたは所有権者の権利に対抗する抗弁により、時効取得することができる。

**第2239条** 小作人、受託者およびその他の一時的占有者から所有権移転の名義により物を移転された者は、その物を時効取得することができる。

**第2240条** 占有の原因および方法を自ら変えることができないという意味において、その証書に反して時効の権利を取得できない。

**第2241条** 自分が契約した債務の弁済を時効取得するという意味において、その証書に反して時効の権利を取得できる。

### 第4章 時効の進行を中断または停止する原因 (Des Causes qui interrompent ou qui suspendent le cours de la Prescription)

#### 第1節 時効の進行を中断する原因 (Des Causes qui interrompent la Prescription)

**第2242条** 時効は当然にまたは法的に中断される。

**第2243条** 占有者が、1年以上、旧所有者または第三者によって物の占有を失ったときは、時効の進行は当然に中断される。

**第2244条** 時効の成立を妨げようとする者に対して通達された裁判所への呼び出し、債務の弁済催告 (commandement)、差し押さえは法的に時効の進行を中断する。

第2245条 治安判事のところへの和解の呼び出しは、法律が定める期間内にその呼び出しに従ったときは、その日から時効の進行を中断する。

第2246条 無権限な裁判官の所であっても裁判所への呼び出しは、時効の進行を中断する。

第2247条 次の場合には、時効の中断はないものとみなされる。

裁判所への呼び出し状が様式の欠如により無効の場合、

原告がその訴えを取り下げた場合、

原告が第一審をそのままに放置した場合、

またはその訴えが却下された場合。

第2248条 債務者または占有者が時効取得した者の権利を手に入れたことを認めたことにより時効は中断される。

第2249条 上の諸規定に応じて、連帯債務者のうちの一人が催告を受けたときまたはそれを認めた者が催告を受けたときは、その他のすべての者に対してまたその相続人に対しても時効は中断される。

連帯債務者の相続人のうちの一人に対してなされた催告またはそれを認めた者に対する催告は、債務が分割できるときでも、たとえ債権が抵当権であっても、他の共同相続人についても時効を中断しない。

この催告またはこれを認めたことは、他の共同相続人については、その相続人が義務を負う部分についてしか、時効を中断しない。

その他の共同債務者の全員について時効を中断するためには、死亡した債務者の相続人全員に催告がなされなければならないまたはこれらの相続人全員の承認がなければならない。

第2250条 主たる債務者に対してなされた催告またはその承認は、保証人に対して時効の進行を中断する。

## 第2節 時効の進行を停止する原因 (Des Causes qui suspendent le cours de la Prescription)

第2251条 時効期間は、法律が認めた例外にあたる者を除いて、すべての者に対して進行する。

第2252条 第2278条に定められた者および法律が定めたその他の例外にあたる者を除いて、未成年者および禁治産者に対しては時効期間は進行しない。

第2253条 夫婦間では時効期間は進行しない。

第2254条 婚姻している女性に対しては、たとえ婚姻契約によりまたは離婚してい

ない場合でもまたは裁判上離婚している場合でも、夫が管理する財産については、時効期間は進行する。但し、夫に対する妻の訴えは別とする。

**第2255条** 婚姻契約および夫婦それぞれの権利についての編の第1561条に従って家産制に従って構成された不動産の譲渡については、婚姻期間中は時効期間は進行しない。

**第2256条** 次の場合には、婚姻期間中は時効の進行は停止する。

1. 妻の訴訟が、夫婦共有財産に対する承認または放棄についてなされるべき承認か放棄の選択の後でなければ行使できない場合、
2. 夫が妻の同意なしに妻の固有財産を売却し夫がその売却の保証人である場合および妻の訴訟が夫に対して影響するその他のあらゆる場合。

**第2257条** 次のことに関しては時効期間は進行しない。

ある条件にかかっている債権についてはその条件が到来するまで、担保請求訴訟 (*action en garantie*) については追奪が行われるまで、日にちが決まっている債権についてはその日が到来するまで。

**第2258条** 相続に対する債権については限定承認相続人に対しては、時効期間は進行しない。

相続権主張者不存在相続財産 (*succession vacante*) に対しては、相続財産管理人がいなくても時効期間は進行する。

**第2259条** 前条の時効期間はさらに、目録を作成するためには3カ月間進行し、それを熟慮の後決定するためには40日間進行する。

## 第5章 時効に必要な期間 (Du Temps requis pour Prescrire)

### 第1節 総則 (Dispositions générales)

**第2260条** 時効期間は時間ではなく日をもって算定する。時効は期間の最終日が満了したときに完成する。

**第2261条** 一定の日数で完成する時効については、補充日 (*jours complémentaires*) を算入する。

月で完成する時効については、フリユクチドール (*fructidor*, 実月) は補充日を含む。

### 第2節 30年時効 (De la Prescription trentenaire)

**第2262条** 対物訴訟および対人訴訟はすべて30年で時効にかかる。但し、その時効



を主張する者はその証書を提出する必要はなく、または悪意から推論される例外に対抗することができる。

**第2263条** 年金（rente）の債務者は、年金証書の最後の日付から28年後に、その債権者またはその継承人がさらに新たな証書を得んと求めるときは、自己の費用で新たな証書を渡さなければならない。

**第2264条** 本編に定められた物以外の物についての時効の規定は、その固有の編で定められる。

### 第3節 10年時効および20年時効（De la Prescription par dix et vingt ans）

**第2265条** 善意で且つ正当な資格で不動産を取得した者は、真の所有者が不動産がある場所の控訴裁判所の管轄区域内に居住するときは、10年でその所有権を時効取得する。真の所有者がその裁判所の管轄区域外に居住するときは20年でその所有権を取得する。

**第2266条** 不動産の真の所有者が、異なった時期に上記の控訴裁判所の管轄区域内と区域外に居住していたときは、時効を完成させるためには、管轄内に居住した10年に足りない年数に、10年の居住を満たすために必要な年数の2倍の年数を加えなければならない。

**第2267条** 形式の不備により無効な証書は、10年および20年の時効期間の基礎には役立たない。

**第2268条** 善意は、常に推定され、悪意を主張する者は悪意を証明しなければならない。

**第2269条** 善意は、取得の時にあれば十分である。

**第2270条** 建築家および請負業者は、10年経てば、自らが建てたまたは指揮した大きな工事の保証の責任を逃れる。

### 第4節 特別な時効（De quelques Prescriptions particulières）

**第2271条** 次のものは6カ月で時効にかかる。

学芸の教師が月毎に行う授業についての訴権、  
宿屋の主人および食堂経営者が提供する宿泊および食事についての訴権、  
労働者の日当、用具および給与の支払いについての訴権。

**第2272条** 次のものは1年で時効にかかる。

医者、外科医および薬剤師の往診、手術および薬剤についての訴権、

執達吏が署名した証書の報酬および執行した役目の報酬についての訴権,  
商人が非商人である個人に売った商品についての訴権,  
下宿屋の経営者の生徒の食事付き宿泊料についての訴権およびその他の教師  
の実習料についての訴権,

年で雇われている家事使用人の給料の支払いについての訴権。

**第2273条** 代訴士 (avoué) の費用および給与の支払いについての訴権は、訴訟の  
判決または当事者の和解または当該代訴士の解任から2年で時効にかかる。ま  
だ終結しない事件に関しては5年以上さかのぼる費用および給料については要  
求することはできない。

**第2274条** 上記場合において、供給、引き渡し、奉仕および労働が継続して行われ  
たときでも、時効にかかる。

決定された計算書、借用証、債務または有効期限が切れていない裁判への召  
喚状がある場合に限って、時効は進行を止めない。

**第2275条** 時効について争いが起こされている者は、それを申し立てている者に対  
してその物が実際に支払われたかどうかを知るための質問について宣誓させる  
ことができる。

寡婦および相続人または相続人が未成年者のときは相続人の後見人は、その  
物を支払ったかどうかを申し述べるために宣誓させられる。

**第2276条** 裁判官および代訴士は、事件の判決後5年間は証拠につき責任を負う。

裁判所書記は、任務の執行、自分がしなければならなかった証書の署名の後  
2年間は前項と同様の責任を負う。

**第2277条** 次の物は5年で時効にかかる。

永久定期金および終身年金の支給額,

扶養定期金の支給額,

家賃, 農地の賃料,

貸金の利息, 一般的に年毎に支払うべきまたはそれより短期に支払うべき金  
額の利息。

**第2278条** 本節に定められた時効期間は、未成年者および禁治産者に対しても進行  
する。但し、それらの者の後見人に対する訴えはこの限りでない。

**第2279条** 動産に関しては、占有は権原に相当する。

ある物を失いまたは盗まれた者は、紛失または盗難の日から3年間は、それ  
をもっている者に対してその物の所有権の返還を要求することができる。但  
し、それをもっている者はそれを自分に渡した者に対して訴えを起すことが

できる。

**第2280条** 盗まれた物または失われた物を現実に所持している者が縁日または市場でまたは公の売買においてまたはその物と同種類の物を売っている商人からその物を買ったときは、元の所有者はその物の所持者が支払った金額を所持者に返還しなければその物を取り戻すことはできない。

**第2281条** 本章の公布時に開始していた時効は、旧法により定められる。

その公布の時に開始していた時効であっても旧法によればさらにその時から30年以上を要する時効は、30年の期間により時効は完成するものとする。

**【付記】** 翻訳者未校正のため、内容にかかわらない簡単な日本語の打ち損じや、訳文中に記載のあったフランス語のスペルのみ編集委員会で修正いたしました。